

〈論 説〉

表現の自由と「公的関心事項」(4)

— 2011年合衆国最高裁判所 *Snyder* 判決を契機に —

藤 田 尚 則

はじめに — 問題の所在 —

I 名誉毀損

1. コモン・ローにおける名誉毀損
2. 名誉毀損法の憲法ルール化 — 公務員と現実の悪意の法理 —
3. 主題審査（公的関心事項）基準（以上、第44巻第3号）
4. 公人／私人二分論 — 「コミュニケーション・チャンネル利用の要件」と「特定の公的論争への投入の要件」 —
5. *Gertz* 判決準則と私的関心事項（以上、第45巻第1号）
6. 合衆国コロンビア特別区控訴裁判所の一般的および限定的公的人物の判断基準
7. 合衆国第四巡回区控訴裁判所の限定的公的人物の判断基準
8. 下級裁判所における非自発的公的人物の判断基準
9. 小括 — 公的論争と二段階審査 — （以上、第45巻第2号）
10. 現実の悪意の立証 — 「合理的解釈の基準」、「増化害悪の法理」、「実質的改変の基準」、「実質的虚偽の要件」 — （以上、本号）
11. インターネットと公人／私人二分論、現実の悪意の法理および匿名の投稿者保護
12. インターネットと「1996年通信品位保持法」

II 精神的苦痛の意図的惹起 (IIED)

III プライバシー権

IV 戦略に基づく公的参加封じ込め訴訟 (SLAPP)

V 政府職員の言論

VI 国家機密

まとめに代えて — 日本法との比較 —

10. 現実の悪意の立証 — 「合理的解釈の基準」、「意図的改変の基準」、「実質的虚偽の要件」 —

(1) 既に述べてきたように、コモン・ローは、評価を侵害されたことに対して原告を補償するために名誉毀損に基づく不法行為を認めており、合衆国最高裁判所は、*Gertz* 判決において「文書誹謗法の根底にある正当な州の利益は、名

誉毀損的虚偽によって個人に加えられた害悪について当該個人を補償することにある。」²⁴⁷⁾と判示している。そして判決は、名誉毀損についてのコモン・ローは不法行為法の中で特異な存在である。と言うのも、それは現実損害の立証なくして推定される墳補損害賠償金の賠償を認めているからである。文書誹毀訴訟についての伝統的準則の下で、権利侵害は公表したという事実によって推定されるのである。つまり陪審は、損害が実際に発生していないとも、評価に対して推定される損害の金銭賠償として実質的金額を与えることができる。法的に推定される損害賠償の原理は、陪審に虚偽の真実の公表によって生ずる権利侵害について個人を補償するというよりも不人気な意見を罰する可能性を残している。さらに重要なことは、州は現実の権利侵害を超えて、原告に金銭賠償を保障することに実質的利益をもってはいないということであると述べている。²⁴⁸⁾このようにコモン・ロー上の文書誹毀の本質は、名誉に対する現実の侵害に対する補償にあり、文書誹毀に関する不法行為は共同体内の原告の立場を保護することであって、原告の苦痛若しくは不当な仕打ちを除くために存在するのではないとされる。²⁴⁹⁾

では *Gertz* 判決にいう現実の権利侵害とは何か。判決は、現実の権利侵害を定義する必要はなく、現実の権利侵害は差額賠償に限定されるものではない。名誉毀損的虚偽によって傷つけられる現実的損害のより通常の型には、コミュニティにおける評価と地位の毀損、個人的屈辱 (personal humiliation)、精神的苦悶および精神的苦痛 (mental anguish and suffering) が含まれる。もちろん陪審は、適切な説示によって制限されなければならず、全ての認定は権利侵害に関する証拠能力ある証拠によって支持される必要があると判示している。かかる点に関して *Firestone* 判決も、「フロリダ州は、明らかに虚偽が原告の評価

246) See *Time, Inc. v. Hill*, 385 U.S. 391 (1967); *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U.S. 323, 348–49 (1974).

247) 418 U.S. 323, 341 (1974).

248) *Id.* at 349.

249) See Note, *The Libel-Proof Plaintiff Doctrine*, 98 HARV. L. REV. 1909, 1915 (1985).

250) *Id.* at 350.

251) 424 U.S. 448 (1976).

に与えたであろう効果を判断することなく、その他の〔評価以外の〕侵害に補償を認めてきている。このことは、訴訟を *Gertz* 判決にいうところの名誉毀損訴訟以外の何らかのものに変形させるものではない。*Gertz* 判決において当裁判所は、虚偽の立証に基づいて合衆国憲法に適合して補償され得る侵害の例として『個人的屈辱、精神的苦悶および精神的苦痛』を挙げて、州は評価への侵害以外の要因に補償の基礎付けを置くことができ得るということを明らかにした。名誉を毀損されたと主張する者は、彼女の評価に対する侵害への補償を差し控えると決意したが故に、名誉毀損的虚偽が彼女に引き起こしたであろうその他の損害への補償を獲得することを妨げられないものである。²⁵²⁾』と判示しているところである。

コモン・ロー上の名誉毀損は、合衆国の州裁判所において2つの判断方法がとられてきた。多数の州裁判所がとった判断方法は、厳格責任に関する伝統的なイギリスの準則に類似し、虚偽それ自体に焦点を当てるそれであり、名誉毀損訴訟において被告は言明が真実であることの立証責任を負った。伝達者にとって唯一の防禦は、実際の真実に基づく公正なコメントを主張するにあり、誤った言明は保護されなかつた。少数の州裁判所がとった判断方法は、虚偽よりも意図に焦点を当てる判断方法であり、メディアに対する免責が実際の真実に基づく言明を越えて真実の誤った言明に及ぶか否かが判断された。悪意なくして、ないし言明が真実だと信するに相当の理由をもって公表された場合、責任は課されないとされた。原告が虚偽および被告の意図を立証しなければならないとすることは、原告にとって名誉毀損についての一応の証明がある主張を立証することをより困難なものにする。裁判所は、言明の市場への公衆のアクセスする権利、個人の評価に優越する社会的利益にその正当化事由を見出してきた。²⁵³⁾

かかる解釈方法は、州裁判所において19世紀後半から20世紀初めにかけて合衆国最高裁判所の干渉を受けることなく展開されてきたが、それは言うまでもなく修正第1条の保障が州における訴訟に及ばなかったからであつて、1925年

252) *Id.* at 460.

253) Donald L. Magnetti, "In the End, Truth Will Out".... Or Will It?, 52 Mo. L. REV. 299, 300-07 (1987).

254) *Id.* at 302.

の *Gitlow v. New York*²⁵⁶⁾ (以下、*Gitlow* 判決という。)において修正第1条にいう表現の自由の保障が最終的に州に適用されるとされてから以降、州による表現の規制は憲法上の精査に従うことになる。しかし州における名誉毀損法は、*Gitlow* 判決後も相対的に見て改変されることなく、憲法上の論争はほとんど提起されなかつたとされる。²⁵⁷⁾ 州裁判所における名誉毀損法をめぐる解釈上の対立に終止符を打つたのは、言うまでもなく1964年の *New York Times* 判決である。

(2) 名誉毀損法の憲法ルール化を果たした *New York Times* 判決は、公表された言明の虚偽性より著者の意図に焦点を当て、アラバマ州名誉毀損法に反映されていた州裁判所の多数がとってきた虚偽それ自体に焦点を当てる判断方法を拒否し、言明および出版の自由に対する憲法上の保障は、公務員は問題の言明が現実の悪意をもって、すなわち「当該言明が虚偽であると知りながら、又は虚偽であるか否かを無謀にも無視して」述べられたものであることを当該公務員が立証しない限り、自らの職務上の行為に関する名誉毀損的な虚偽について損害賠償を請求することを禁止されるという連邦の原則を要請していると判示したのである。²⁵⁸⁾

そして法廷意見を執筆したプレナン裁判官は、手続的保護（修正第14条）を保障するために州の文書誹謗法は被告の側に悪意を推定してはならず、原告が説得力ある明確性（convincing clarity）をもって現実の悪意を立証する責任を負わなければならないことに言及したのである。すなわちアラバマ州法は、明らかに懲罰的損害賠償には現実の悪意の立証を要求し、一般損害賠償が関わる場合には悪意は「推定」されるとしているが (*Johnson Publishing Co. v. Davis*, 124 So.2d 441, 450 (1960).)、かかる推定は連邦の準則とは相容れないところである。つまり、「推定を創り出す権限（power）は、憲法上の制限からの回避の手段ではない」 (*Bailey v. Alabama*, 219 U.S. 219, 239 (1910).) のであり、「免

255) See, e.g. *Prudential Ins. Co. v. Cheek*, 259 U.S. 530, 543 (1922); *Patterson v. Colorado*, 205 U.S. 454, 462 (1907).

256) 268 U.S. 652, 666 (1925).

257) See Richard T. Kaltenbach, *Fabricated Quotes and the Actual Malice Standard: Masson v. New Yorker Magazine*, 41 CATH. U. L. REV. 745, 755 (1992).

258) 376 U.S. 254, 278-80 (1964).

責の剥奪 (forfeiture) のために要求される悪意の立証は推定されず、原告による立証事項である。」(Lawrence v. Fox, 97 N.W.2d 719, 725 (1959).)。事実審裁判官は、陪審に一般損害賠償と懲罰的損害賠償とを区別するよう指図してこなかったことから、評決が全体として一方の、又は他方の補償となったということはあり得るところである。しかしそれは、下された一般評決 (general verdict returned) の点から見て知ることが不可能である。この不確定性の故に判決は破棄され、事件は差戻されなければならない。合衆国最高裁判所の義務は、憲法原理の構築に限定されるのではなく、相応の事件において憲法原理が合憲的に適用されてきたかを確認するために証拠を審査しなければならないことがある。申し立てられた侵害のひとつが、無条件に保障される言明と正当に規制され得る言明との間の線上を交差するような事件においては、線引きが為されなければならないが、その場合に準則となるのは、当裁判所は争点となっている言明と当該言明が公表された周囲の状況を、当該言明が修正第14条にいうデュー・プロセス条項を通して修正第1条の説く原理が保護する性質を備えているか否かを精査しなければならないということにある。当裁判所は、「訴訟記録全体の独自の審査を行なう必要がある」(Edwards v. South California, 372 U.S. 229, 235 (1963).) のである。これらの基準を適用することによって、当裁判所は現実の悪意を立証するために原告によって提示された証拠が、憲法が命ずる基準を満たす説得力ある明確性を欠くものかを考慮し、そしてそれ故に適切な法の準則の下で被告に有利な判決が憲法上保護されないものかどうかを判断することになる。²⁵⁹⁾

New York Times 判決で展開された現実の悪意の法理の適用は、表面上公務員に限定されていたが、合衆国最高裁判所は、3年後の *Butts* 判決で公的人物と認定される原告がメディアたる被告を名誉毀損で訴えた場合に現実の悪意の法理が適用されると判示した²⁶⁰⁾ (5裁判官)。合衆国最高裁判所は、私人がメディアを被告として名誉毀損で訴えた *Gertz* 判決で現実の悪意の法理が適用されるか否かを審理し、5対4の判決でこれを適用できないものと判断した。²⁶¹⁾ 多数意見は、

259) *Id.* at 283-85.

260) 388 U.S. 130, 163, 170, 172 (1967).

私人によって提起された名誉毀損に対する被告の責任について州独自の判断基準を選択し得るとしたが、州が厳格な責任の判断基準を課すことについては、²⁶²⁾これを拒否したのである。ここにおいてか合衆国最高裁判所は、厳格責任を禁ずることは、人の評価に対してこれを補償することの正当な州の利益と厳格責任の判断基準によってメディアに課される負担との比較衡量にとって必要なことであると判断している。²⁶³⁾かかる準則の下で、私人に対する補償は、現実損害に限定され、法的に推定される損害賠償および懲罰的損害賠償は、州法が責任を現実の悪意の立証に基づかせている場合に補償されるとしたのである。また1985年の*Dun & Bradstreet, Inc.* 判決は、²⁶⁴⁾名誉毀損にあたる言明が公的関心事項に関することがらを含んでいない場合、州は現実の悪意の立証なくして懲罰的損害賠償および法的に推定される損害賠償を認めることに憲法の拘束を受けないとしたのである。²⁶⁵⁾

ここに名誉毀損に関して展開された責任の範疇化を試みた場合、以下のことが言えるであろう。すなわち第一に原告が公務員又は公的個人（公人）の場合、*New York Times* 判決にいう現実の悪意の法理が適用される。第二に原告が私人であって、言明が公的関心事項に関することがらを含んでいない場合、過失の基準（又は州法によって規定される場合にはより重い基準）が現実的損害賠償（金）のために認められる。第三に名誉毀損にあたる言明が公的関心事項に関することがらを含んでいない場合、原告は過失（州法がより重い立証責任の基準を規定していない限り）の立証をもって懲罰的損害賠償をも得ることができる。²⁶⁶⁾²⁶⁷⁾

261) 418 U.S. 323, 345-36 (1974).

262) *Id.* at 347.

263) *Id.*

264) *Id.* at 347-78.

265) *Id.* at 348-49.

266) 472 U.S. 749 (1985).

267) *Id.* at 757-61 (Powell, J., plurality opinion).

268) See Michael Hadley, Note, *The Gertz Doctrine and Internet Defamation*, 84 V.A. L. REV. 477, 487 (1998). なおここに付言すべきは、全米50州に適用されるべく、「統一名誉毀損法」(Uniform Fefamation Law)案が提案され、数年にわたって作業が続けられたが、1992年に提起された州からの反対で陽の目を見ていない。See generally Robert M. Ackerman, *Bringing Coherence to Defamation Law Through Uniform*

(3) このように名誉毀損訴訟において公的人物が現実的損害賠償を獲得するためには、現実の悪意を立証しなければならないこと、および名誉を毀損された原告が法的に推定される損害賠償又は懲罰的損害賠償を得るために現実の悪意を立証しなければならないことは判例上確立している。²⁶⁹⁾ また一般論として合衆国最高裁判所は、憲法的意味において①言明が虚偽であることを現実に知悉してそれを行なった場合、②言明が虚偽であることの可能性について高度に認識していた場合、③言明がその真実若しくは虚偽について無謀にも無視して行なわれた場合、被告は現実の悪意をもって行動したものと看做されるとしてきた。さらに言うべきことに合衆国最高裁判所は、現実の悪意は「明白かつ説得力ある」証拠をもって立証されなければならないとしてきており²⁷⁰⁾ いることである。合衆国最高裁判所が *New York Times* 判決にいう「無謀であること」(recklessness) の意味内実を明らかにしようと試みたのは、その1968年判決である *St. Amant v. Thompson* (以下、*St. Amant* 判決という。) においてである。

(a) 1962年6月27日、公職候補者であるセント・アマント (St. Amant) (被告・上訴人) は、ルイジアナ州の州都であるバトン・ルージュ (Baton Rouge) においてテレビ演説を行なった。この演説の中で、彼が全米トラック運転手組合の地方組織 (Teamsters Union Local) の組合員であるJ・D・アルビン (J.

Legislation: The Search for an Elegant Solution, 72 N.C. L. REV. 291 (1993); Ben Dunlap Jr., *The Uniform Defamation Act: Is Too Much Being Asked of the Press in the Quest for Libel Law Reform*, 15 HASTINGS COMM. & ENT. L.J. 21 (1992).

269) See, e.g., *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U.S. 323, 334-37, 348-50 (1974); *Ryan v. Brooks*, 634 F.2d 726, 730-32 (4th Cir. 1980); *Yerkie v. Post-Newsweek Stations*, 470 F. Supp. 91, 93 (D.Md. 1979).

270) See *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U.S. 323, 342 (1974); *Garrison v. Louisiana*, 379 U.S. 64, 74 (1964); *New York Times Co. v. Sullivan*, 376 U.S. 254, 279-80, 285-86 (1964). See also Howard A. Gutman, *The Attempt to Develop An Appropriate Standard of Liability for the Defamation of Public and Private People: The Supreme Court and the Federalization of Libel Law*, 10 N.C. CENT. L.J. 201, 208-10 (1978); Eaton, *supra* note 42, at 1375.

271) 390 U.S. 727 (1968). 本判決の判断基準を踏襲した判例として、see, e.g.; *Masson v. New Yorker Magazine, Inc.*, 501 U.S. 496, 510-11 (1991); *Philadelphia Newspapers, Inc. v. Hepps*, 475 U.S. 767, 773 (1986); *Herbert v. Lando*, 441 U.S. 153, 156 (1979); *Gertz v. Robert Welch, Inc.*, 418 U.S. 323, 332 (1974).

D. Albin) に問い合わせてきた一連の質問およびそれに対する回答を読み上げた。やりとりは、組合の地方組織の会長E・G・パーティン (E. G. Partin) の非道な行為およびパーティンとアマントの政治的敵対関係に関するものであった。アルビンの回答の中に彼が、パーティンが組合の記録を隠匿しようとしたのを阻止したというものがあった。この回答の中でアルビンは、東バトン・ルージュ地区保安官であるハーマン・A・トンプソン (Herman A. Thompson) (原告・被上訴人) に言及し、「さて、ここの安全は、昨晩動き出したことを私たちは知りました。しかしハーマン・トンプソンを通じて保安官事務所と会長パーティンとのコネクションを知りたいま、私たちの窮地を想像してみてください。彼は、最近、パーティンに会うため運転手組合のホールを訪ねています。私たちは、パーティンからハーマンにお金が渡ったことも知りました。私たちは、彼の州警察警部補ジョー・グリーン (Joe Green) とのコネクションも知りました。私たちは、そこからどのような助けも得ることができず、彼が保安官事務所若しくは州警察とどの程度かかわっているかを知りませんでした。それは、市警察の管轄外であったのです。」と発言した。トンプソンは、公表は重大な非行の責任を負わせ、最も非道な行為を憶測させたとして名誉毀損訴訟を提起した。事実審裁判官は、原告に5,000 ドルの損害賠償を認めた。ルイジアナ州中間上訴裁判所は、*New York Times* 判決が下されたのを受けてアマントが現実の悪意をもって公表したものではないとしてこれを破棄した (184 So.2d 314 (1966).)。ルイジアナ州最高裁判所は、アマントが真実が虚偽か否かを無謀にも無視して公表したものであると認定し、中間上訴裁判所の判決を覆した (196 So.2d 255 (1967).)。合衆国最高裁判所が、サーシオレイライを認めた (389 U.S. 1033 (1968).)²⁷²⁾。ホワイト裁判官が法廷意見を執筆し、ブラック、ダグラスの各裁判官が結論に同意し、フォータス裁判官 (Fortas, J.) が反対意見を書いている。

(b) 合衆国最高裁判所は、最初に本件の目的にとってアマントが公務員であること、アマントがトンプソンを犯罪者扱いしたことが虚偽であったとするルイジアナ州の裁判所の判断を認めた上で、*New York Times* 判決にいう現実の悪意の法理について審理している。

272) 390 U.S. at 728-29.

本件の争点は、アマントがトンプソンに関する情報を真実であるか虚偽であるかを無謀にも無視して公表したか否かにあるが、「無謀にも無視して」ということは、全く誤りのない定義 (infallible definition) で完全に取り扱むことはできないところであって、不可避的にその外延は、ケース・バイ・ケースの判決を通して線引きされることになる。当裁判所は、*New York Times* 判決において訴訟記録から公表者が虚偽の情報を流したという可能性 (likelihood) を意識していたことを立証し得ないとして、原告は立証責任を満たしていないと判断した。*Garrison* 判決においても、法廷意見は虚偽の公表が虚偽の可能性について高度の認識をもって行なわれたことを立証する必要性を強調しているのである (379 U.S. 64, 74 (1964).)。*Butts* 判決におけるハーラン裁判官の意見は、故意の虚偽 (deliberate falsification) 又は無謀な公表のいずれかの証拠は、「虚偽の可能性についての公表者の認識」にも拘らず、名譽毀損訴訟における公務員による損害賠償請求に本質的なものであるというにある (388 U.S. 130, 153 (1967).)。これらのことから明らかなように、「無謀であることの証明は、合理的に見て分別ある人物 (reasonably prudent man) が公表したであろうか否か、又は公表前に調査したであろうか否かによって判断できないところである。そこには、被告が、事実上、自身の公表の真実について重大な疑い (serious doubt) を抱いていたとする結論を認めるための充分なる証拠が存在しなければならない。かかる疑いをもって公表することが、真実若しくは虚偽についての無謀な無視を証明するものである。被告がかかる疑いをもって公表することは、真実若しくは虚偽について無謀にも無視したことを証明し、現実の悪意の存在を論証するのである。」かかるテストは、無視を奨励し、公表者の責任を審理し得ないものにしてしまうのではないかとの批判が成り立つ。しかし *New York Times* 判決およびその後の判例は、公的事業に携わる人々の関与および公務員の行為は非常に重大なのであって、真実の防禦のみならず通常の注意基準も自己検閲に対する保護とならず、その結果修正第1条の目的を適切に実行できないからであると判断している。と言うのも、公的事項に関する真実の確認と公表を保障するために、修正第1条の目的は真実の公表と同様に何らかの誤った公表をも保護することにあるからである。²⁷³⁾ 公的人物たる原告が、名譽毀損で訴えた場合に、被告が自身の声明が真実であるとの信念をもって公表したもので

あることを証言するだけでは足らない。事実認定者は、公表が実際に「誠実」(good faith) 行なわれたものか否かを決定しなければならないのであって、誠実に公言されたものかどうかは、例えば、公表の筋道が被告によって加工された(fabricated)場合、被告の創造の産物である場合、又は全体的に実証が足らない匿名の電話訪問である場合に説得力あるものと判断されない。公表者の主張が本来的にありそうも無いことであって、唯一無責任な人物が当該主張を流布した場合、情報提供者が真実を語っていること、又情報提供者の報道の的確性について明らかに疑う余地がある場合、無謀であることが立証されることになる。²⁷⁴⁾ (傍線筆者)

かかる判断基準に従って審理した場合、本件におけるアマントの言明は、公務員についての無謀な公表とは言えない。本件を審理した下級裁判所のいかなる言及も、トンプソンに関するアルビンの言明についての虚偽の可能性にアマントが気付いていたことを示唆するものは存在しない。²⁷⁵⁾ 本判決は、州裁判所は現実の悪意の判断基準を誤って適用したものと言わざるを得ないとして州最高裁判所判決を破棄し、事件を差戻した。

(c) 本判決において合衆国最高裁判所は、被告が事实上彼又は彼女の公表の真実について重大な疑いを抱いていたとする結論を認めるための充分なる証拠が存在しなければならぬとした、換言すれば、被告の「主観的心理状態」(defendant's subjective state of mind)の立証責任が原告に負わされたとした。そして事実認定者は、「公表が実際に誠実に行なわれたものか否か」を決定しなければならないとしたのである。

(4) 合衆国最高裁判所は、1971年の*Time, Inc. v. Pape* (以下、*Time*判決という。)において、ふたたび真実への無謀な無視は主観的判断基準によって判断されるとしている。

(a) 1961年11月に「市民的権利に関する合衆国委員会」(United States Commission of Civil Rights) (以下、「委員会」という。)は、当該年度の報告書

273) *Id.* at 730-32.

274) *Id.* at 732.

275) *Id.* at 732-33.

276) 401 U.S. 279 (1971).

『裁判』(Justice) の第5巻を発刊した。報告書の一部は、「警察の蛮行とそれに関連した私的侵害」の研究に関するものであって、その中に「搜索、逮捕および侵害: シカゴ、1958年 — 合衆国最高裁判所は、1961年2月20日、Monroe v. Pape [365 U.S. 167, 81 S.Ct. 473, 5 L.Ed.2d 492] の判決を下した。この判決は、最終的に事件の決着をつけなかったが、判決は原告に対して連邦市民権法 (the Federal Civil Rights Acts) 違反で複数のシカゴ警察の警察官を訴えることを、以下のように主張した申立てに基づいて (on the basis of a complaint which alleged that:) 許可した。……1958年10月29日、午前5時45分、捜査官本部長補佐ペイプ (Pape) に率いられたシカゴ警察の警察官13人は、モンロー家 (the Monroe) のアパートの2枚のドアを打ち破り、懐中電灯を持ってモンロー夫婦をたたき起こし、拳銃を突きつけて強制的にベッドから離れるよう促し、リビングルームの中央に裸で立たせた。警察官は、6人の子ともたちを眠りから覚まし、リビングルームに集めた。捜査官ペイプは、モンロー氏を持っていた懐中電灯で数回殴打し、彼を『ニガー』、『ブラック・ボーイ』呼ばわりした。他の1人の警察官は、モンロー婦人を押さえつけ、他の警察官たちは複数の子どもを叩きつけ、蹴飛ばし、床の間に押し付けた。警察は、全室をくまなく捜索し、クロゼットから衣類を引き出し、床の間に投げつけ、机の引き出しを投げ捨て、マットのカバーを引き剥がした。モンロー氏は、その後警察署に連行され、10時間にわたって引き止められた。その間、彼は殺人について尋問され、面通しのために整列させられた。数多くの治安裁判官裁判所 (magistrate's court) が在ったにも拘らず、彼は治安裁判官の面前に連れて行かれなかつた。彼は、刑事手続き上の権利について告げられず、また彼の家族ないし弁護士を呼ぶことを許されなかつた。彼は、その後、起訴されることなく釈放された。』との記述があつた。

『裁判』の発刊から一週間後、週刊ニュース雑誌「タイム」(Time) は、委員会の新刊書の報告を掲載した。「タイム」の記事は、以下のように始まつてゐた。「新刊のペーパーバックの本は、307頁から成り、タイトルは単純に『裁判』となつてゐる。当該書籍は、最初に1957年に合衆国議会によって創設された委員会の第二次報告の5巻の最後の巻である。『裁判』は、南部および北部における警察の蛮行についてのぞつとするようなテキストである — そして同書は、深

刻な非難に打って出ている。といふのもその事実は、注意深くフィールド・エージェントによって調査され、委員会を構成する著名な教育家6人全員によって署名されているからである。」。記事は、数々の報道からの引用を行なっているが、モンローの事件については以下のように述べられていた。「目を北部に転ずると、報道は、黒人ジェームズ・モンロー (James Monroe) とその家族のシカゴ警察の事件処理を引いている。彼ら家族は、彼らのウェストサイドのアパートで午前5時45分に表向きは殺人事件を捜査していた13人の警察官に呼び起こされた。警察は、『裁判』によれば、2枚のドアを打ち破り、懐中電灯を持ってモンロー夫婦をたたき起こし……」。

「タイム」の記事は、モンロー家の申立ての概要から詳細にわたって引用しているが、多少なりとも非難 (charge) が委員会の独自の認定ではなくして、モンロー自身によって為されたものであることを示唆するものを含むものではなかった。本件は、書面による準備手続終結後の攻撃防護方法の提出 (close of the evidence) を受けて合衆国イリノイ州北部地区地方裁判所が、タイム社の指示評決 (directed verdict) の申立てを認めたのに対して (294 F. Supp. 1087)、ペイプが第三回目の上訴に踏み切った事件である。合衆国第七巡回区控訴裁判所は、「タイム」の「主張した」という文言の省略が言辞の悪意を示すものかどうかを決定するのは陪審であるとして地方裁判所の決定を破棄した (419 F.2d 980)。²⁷⁷⁾ 合衆国最高裁判所が、サーシオレイライを認めた (376 U.S. 1062)。スティーヴンズ裁判官が法廷意見を執筆し、控訴裁判所判決を破棄し、事件を差戻した。ハーラン裁判官が、反対意見を述べている。

(b) スティーヴンズ裁判官は、『裁判』の本件との関連頁の内容を詳細に検討した後、『裁判』で何が述べられたかの「全体性」 (totality) に照らして、モンロー事件を報告した委員会が専門的に申立ての主張に限定したことについて述べることをタイム社が怠った際に、タイム社が、陪審が現実の悪意を認定することに十分な「歪曲」 (falsification) を行なったとするることはできないとしている。そして「タイム」の記事の著者は、モンロー事件の報告の内容は彼に事件が記述したとおりに起こったことを委員会が確信していたことを示唆するもの

277) *Id.* at 280-83.

であったと証言し、それ故に彼は、「主張した」という文言を省略した際に報告を歪曲したことを否認したのである。またタイム社の調査員も、事件についての新聞報道とシカゴのタイム社のレポーターからの2通の報告を読み、ペイプの初期の職歴についての評価を読んでおり、彼女が非難を真実であると委員会が判断したものであると考えたことには、相当の理由があると認定している。²⁷⁸⁾

続けてスティーヴンズ裁判官は、「可能な合理的解釈」(possible rational interpretation) の基準論（以下、「合理的解釈の基準」という。）を展開している。すなわち、「タイム」の「主張した」という文言の省略は、曖昧な表現で満ちた(bristle with ambiguities) 文書の数ある可能な合理的解釈の1つであって、かかる1つの解釈についての慎重に検討した結果の選択は、*New York Times*判決で打ち立てられた悪意に関する陪審による争点の審理を生み出すのには不十分である。「主張した」といった用語の省略の理由として悪意についての争点を陪審にかけることを認めることは、委員会報告書の文言と報告書の全体の意味内実の脈絡にも拘らず、歴史的事実についての間違いより、責任についてのより厳格な判断基準を解釈若しくは判断についての間違いに課すことになる。ある程度の誤用(abuse)は、全ての事項の適切な利用から切り離すことはできないのである。当裁判所は、無謀であることの証明は合理的に見て分別ある人物が公表したであろうか否か、又は公表前に調査したであろうか否かによって判断できないところであって、そこには、名誉毀損訴訟における被告が事实上自身の公表の真実について重大な疑いを抱いていたとする結論を認めるための充分なる証拠が存在しなければならないとする判断基準を指し示してきたが(*St. Amant*判決)、かかる基準を本件に適用した場合、タイム社が真実を無謀にも無視して行動したと言うことは困難である。委員会報告書の全体としての曖昧性および本件記事の著者並びに調査員の証言を考慮した場合、タイム社の行為は、せいぜい1つの判断の過誤(error of judgment)を反映したものである。当裁判所は、表現の自由が生き残るために必要とするところの息づく空間をもたなければならないとするならば、誤りのある言明もまた保護されなければならないこともまた認められなければならないと判示してきたところである (*New*

278) *Id.* at 289.

York Times 判決)。²⁷⁹⁾

(5) 合衆国最高裁判所が、*New York Times* 判決から *Gertz* 判決に至る一連の判決において名誉毀損訴訟における原告の立証責任を拡大した結果、原告は、現実の悪意を立証するために被告の主観的心理状態を立証しなければならないとされてきた。特にメディアが被告である場合、原告にとって被告の有責性を立証するためにジャーナリスト（新聞雑誌記者、寄稿家、業者および報道関係者等を指す用語として用いる。以下、同じ。）の心理状態を調査する必要性が求められたのである。ここにおいてかジャーナリストが、虚偽の若しくは改変された引用の結果を表現者の作、すなわち元々の発表者の話したこと帰因する(attribute)と主張した場合、果たしてジャーナリストに現実の悪意が存在したのかという問題が出てくるのである。かかる点に焦点を当てて審理したと考えられる事案が、合衆国裁判所の1991年判決 *Masson v. New York Magazine, Inc.* (以下、*Masson III* 判決という。) である。以下、事実関係である。

(a) 本件原告(上訴人) ジエフリー・マッソン (Jeffrey Masson) は、ハーヴィード大学のサンスクリット (Sanskrit) 研究者であったが、1970年にトロント大学でサンスクリットおよびインド研究の教授となり、8年間を精神分析学のトレーニングに費やし、1978年には精神分析学者の肩書きを得ていた。原告は、自身の専門活動を通じてジークムント・フロイト古文書館 (Sigmund Freud Archives) (以下、史料館といふ。) の館長カート・アイスラー博士 (Dr. Kurt Eissler) およびフロイトの娘アンナ・フロイト博士 (Dr. Anna Freud) および精神分析学者と知り合うようになっていた。古文書館は、ロンドンの郊外に位置し、フロイトについての史料を保管していた。1980年にアイスラーとアンナは、史料館の計画責任者として原告を雇った。1981年、原告は、コネティカット州ニュー・ヘブン (New Haven) において西部ニュー・イングランド精神分析学会 (Western New England Psychoanalytical Society) での公演を行なつた。その直後に史料館委員会は、原告を馘首した。本件被告(被上訴人)「ニュー

279) *Id.* at 290-92.

280) See *Herbert v. Lando*, 441 U.S. 153, 155-56 (1979).

281) 501 U.S. 496 (1991).

ヨーカー・マガジン社」(New Yorker Magazine, Inc.)（以下、「マガジン社」という。）発行の週刊誌「ザ・ニューヨーカー」(The New Yorker)への投稿家であり、作家である本件被告（被上訴人）ジャネット・マルコム (Janet Malcolm) は、1982年に原告の史料館との関係についての論文掲載の許否について原告とコンタクトをとった。原告はこれに同意し、二度面会し、電話インタビュー（40時間以上にわたっている。）に応じた。被告マルコムは、インタビューおよびその他の資料に基づいて長文の論文を書き上げた。編集過程で原告は、雑誌の編集委員と論文の事実誤認の箇所について打ち合わせを行なったが、それを無視したかたちで被告マルコムの論文は、1983年12月に「ザ・ニューヨーカー」に掲載された。1984年には原告からの論文には名誉毀損的部分があるとの指摘があつたにもかかわらず、本件被告（被上訴人）「アルフレッド・A・ノップ社」(Alfred A. Knopf, Inc.)（以下「ノップ社」という。）から『フロイト史料館の中で』(In the Freud Archives) と題された一冊の著作として出版された。

被告マルコムの著書は賞賛されたが、著書は悪印象をもって原告を描いていた。1984年5月27日付け「ボストン・グローブ」(Boston Globe) は、原告を「偉大なエゴイスト」、「自滅的愚か者」と評する書評を紹介した。ニューヨーク・タイムズのブック・レビューは、被告の著書を「曲解」と評したが、被告はこれに答えて、著書の内容は原告が被告に語ったことをそのままの言葉で表現したものであると主張した。

原告マッソンは、カリフォルニア州法に基づいて合衆国カリフォルニア州北部地区地方裁判所に文書誹謗で訴訟を提起した。原告が名誉毀損で訴えた被告によって引用された一節 (passage) には、原告マッソンは「知力を働かせるジゴロ」(intellectual gigolo)、原告は古文書館を「セックス、女、戯れの場」(a place of sex, women, fun) にしようとした、原告は「響きが良いので」(sounded better) 自分の名前を書き変えてきた、原告は講演の間に論争あるフロイトの論評を根拠のないぞつとするものにしてしまった、原告はフロイト以降「今まで存在した最も偉大な分析者」として迎えられるであろう、そして原告は崇高な仕事を引き受けるためには間違えられた男である、といった文章が含まれていた。被告らは、正式事実審理を経ないでなされる判決を求めて応訴した。当事者は、原告が公的人物であることを認めており、争点は被告らが現

実の悪意をもって公表したかに絞られた。²⁸²⁾

地方裁判所は、*Masson v. New Yorker Magazine, Inc.* (以下、*Masson I*判決という。) で被告の表現を真実であり、被告は原告との会話について合理的解釈を加えたものと認定し、憲法上の保護が与えられるとした。地方裁判所は、現実の悪意の基準を適用し、全ての争点となった引用部分を審理している。そして原告マッソンがテープに記録されたインタビューで行なったエゴイスティックな言明に照らし、分別ある陪審員が、被告が引用した一節の正確さについて「著しい疑いを抱いていた」(entertained serious doubts) と結論するための明確かつ説得力ある証拠を証明していないと結論付けている。²⁸³⁾

判決は、著者は出来事の幾つかの可能な合理的解釈の中から 1 つを選択する権利を与えられとし（合理的解釈の基準の採用）、会話の脚色（fictionalization）又は劇化（dramatization）は、改変（change）が「名誉毀損的影響を増大させず、又は実際の言明若しくは著者が頼ったところの言明の本質的内容（substantive content）を変えない」限りにおいて (*Hotchner v. Castillo-Puche*, 551 F.2d 910, 914 (2d Cir.), cert. denied *sub nom*, *Hotchner Doubkeday & Co.*, 434 U.S. 834 (1977).) (以下、*Hotchner*判決という。)、陪審が被告は名誉毀損的言明を現実の悪意をもって公表したと認定するに明確かつ説得力ある証拠の要件を満たすものではないとしている。さらに判決は、文章の一節に引用符（quotation mark）を用いることには、完全なる正確性は要求されず、著者は修辞的許容（rhetorical license）を用いることができると判示している。²⁸⁴⁾

合衆国第九巡回区控訴裁判所は、*Masson v. New Yorker Magazine, Inc* (以下、*Masson II*判決という。) で一審判決を支持した。判決は、現実の悪意の争点について「二分肢テスト」(two-prong test) を適用している。すなわちはじめに判決は、変造された引用（fabricated quotation）が公的人物によって行な

282) *Id.* at 499-509.

283) *Masson v. New Yorker Magazine, Inc.*, 686 F. Supp. 1396 (N.D. Cal. 1987).

284) *Id.* at 1397.

285) *Id.* at 1406.

286) *Id.* at 1398.

287) *Masson v. New Yorker Magazine, Inc.*, 895 F.2d 1535 (9th Cir. 1989).

われた曖昧な言明 (ambiguous remarks) の合理的解釈である場合、現実の悪意は推論され得ないとする（合理的解釈の基準の採用）。続けて判決は、変造された引用が公的人物によって実際に行われた曖昧な言明の「実質的内容」 (substantive content) を変えたものか否かを審理しなければならない (*Hotchner*²⁸⁸⁾ 判決) としている。

続けて本判決は、現実の悪意の有無の判断に当たっては上記 *Masson I* 判決にいう合理的解釈の基準に加えて (additionally)、合衆国第二巡回区控訴裁判所が 1986 年に合衆国ニューヨーク州南部地区地方裁判所の判決である *Simmons Ford, Inc. v. Consumers Union*²⁸⁹⁾ を引用して判決を下した *Herbert v. Lando* (以下、*Herbert* 判決という。) で展開した「増加害悪の法理」 (incremental harm doctrine) を援用すべきだとする。すなわち本判決は、引用の一節である「知力を働かせるジゴロ」について、原告の彼自身による描写についての実質的内容に改変は加えられていないとした地方裁判所の認定を支持した上で、加えて変造された「知力を働かせるジゴロ」の引用は、「文書誹謗の立証責任は原告にあるとの法理」 (libel-proof of plaintiff doctrine) の「増加害悪分肢」 (incremental harm branch) の下で名誉毀損的ということはできない。この法理は、被告による公表の中で手を加えられていない残余部分 (remainder) によって原告に加えられる害悪を超えて、訴えられたところの被告の言明によって加えられた増加した評価への害悪を判断する基準であって、増加害悪が名目上のもの、若しくは存在しないと決定されたならば、原告によって申し立てられた言明は訴訟を基礎づけるに足らないとして原告敗訴とするものである。*Herbert* 判決は、単に被告の言明が原告と同一の見解を含意する言明、原告の言明の派生物 (outgrowth) および原告の言明への補足的なもの (subsidiary) は訴訟を基礎づけるに足らないと判示しているところ (781 F.2d 298, 312 (2d Cir. 1986).))、本件記事の概括的大意およびマッソンによって明白に行われ、そしてマルコムによって引用された多くの刺激的で大げさな言明を所与のものとした

288) *Id.* at 1539.

289) 516 F. Supp. 742 (S.D.N.Y. 1981).

290) 781 F.2d 298 (2d Cir.), *cert. denied*, 476 U.S. 1182 (1986).

場合、「知力を働かせるジゴロ」の引用に起因する付加的害悪 (additional harm) は、名目的なものか、若しくは存在しないところのものであると判示している。²⁹¹⁾

(b) 合衆国最高裁判所が、サーシオレイライを認めた。ケネディ裁判官 (Kennedy, J.) が法廷意見を執筆し、ホワイト裁判官が一部同意、一部反対意見を述べている (スカリア裁判官 (Scalia, J.) が同調。)。法廷意見は、マルコムに関する控訴裁判所の決定は、地方裁判所がマガジン社およびノップ社に正式事実審理を経ないでなされる判決を認めることにおいて誤った判断を下したとする原告の主張を、マルコムと両社とのそれぞれの関係、若しくは独立の現実の悪意の欠如に基づいて審理しておらず、かかる問題は第一審で審理されるべきであるとして、控訴裁判所判決を破棄し、事件を差戻した。判決は、*Time* 判決でスティーヴンズ裁判官が主張した合理的解釈の基準および *Masson II* 判決で展開された増加害悪の法理は、被告によって変造された引用が現実の害悪を構成するか否かの争点をめぐってはこれを適用できないとしていることに注目する必要があろう。以下、判決要旨である。

(i) はじめにケネディ裁判官は、著者ないし記者が表現者から聴き取った言葉の引用と表現の自由の保障の限界、就中その責任性一般について論を進めている。すなわち修正第1条は、原告が公的人物である場合にはカリフォルニア州の文書誹謗法を制限する。公的人物は、被告が名誉毀損的言明を現実の悪意、換言すれば当該言明が虚偽であること、又は真実であるか否かを無謀にも無視して公表したことを明白かつ説得力ある証拠に基づいて立証しなければならず (*New York Times* 判決 (376 U.S. 254, 279-80 (1964.))、単なる過失の立証では十分とは言えない。原告は、著者が「事実上、自らの公表の真実に関して重大な疑いを抱いていた」 (*St. Amant* 判決 (390 U.S. 727, 731 (1968.))) ことを立

291) 895 F.2d 1535, 1541 (9th Cir. 1989). 増加害悪の法理については、当該法理について詳論した以下の論稿を参照。Jay Framson, Note, *The First Cut is the Deepest, But the Second May Be Actionable: Masson v. New Yorker Magazine, Inc. and the Incremental Harm Doctrine*, 25 LOY. L. A. L. REV. 1483 (1992).

292) 498 U.S. 808 (1990).

293) 501 U.S. 496, 525 (1991).

294) 401 U.S. 279 (1971). See also *Bose Corp. v. Consumers Union of United States, Inc.*, 466 U.S. 485 (1984).

証するか、又は「虚偽の可能性についての……高度の認識をもって行動した」(*Garrison* 判決 (379 U.S. 64, 74 (1964).)) ことを立証しなければならない。 *New York Times* 判決にいう現実の悪意は、「腹いせ (spite) 若しくは憎悪 (ill will) から生まれる悪意 (evil intent) 又は動機 (motive) としての悪意の概念と混同されてはならない。」 (*Greenbelt Coop. Publishing Ass'n v. Bresler*, 398 U.S. 295 (1970).)。

一般的に言い得ることは、文章の一節に引用符がつけられた場合、読者は、その一節が表現者の言葉を文言どおり再現したものであると理解することである。引用符は、読者に彼又は彼女が作者による言い換え (paraphrase) 若しくはその他の間接的解釈ではなく、表現者の言葉をそのまま読んでいるものと認識させる。引用は、言明に権威を与え、著者の業績に信用性を加え、読者に彼又は彼女自身の結論を導かせ、著者の結論を評価させるのである。変造された引用は、少なくとも 2 つの意味において評価を貶め得る。第一に引用は、それが真実ではない事実の主張を表現者のせいにするが故に、話し手の評価を傷つけると言える。第二に引用された言明の中で主張される事実的事項の真偽に拘らず、表現者が述べたことがらに帰責すること (attribution) は、評価への侵害に結びつく。何故ならば表現の仕方又は言明が行われたという事実自体が、表現者が抱いていないところの表現者のネガティブな個性若しくは態度 (negative personal trait or an attitude) を読者に伝える場合があるからである。引用が変造されたものであったと考えた場合、カリフォルニア州法は、名誉毀損に対する補償を許し得るものと考えられる。蓋し、引用の基礎となった主張が真実かどうかに拘らず言明が虚偽であるとすることは、彼の評価を傷つけるからである。本件においては同様の方法で偉大な分析者であると宣言するかのように報じられたことが上訴人の名誉を毀損したかどうかを決定するために、上訴人が最も偉大な分析者であるかそうでないかを決定する必要性はないのである。このことは、自責的引用 (self-condemnatory quotation) の場合に特に当てはまるところである。自責的引用は、他人による批判よりも大きな効果を運ぶのであって、自身の刑事責任、尊大若しくは清廉の欠如を認めることは、私

295) *Id.* at 510-11.

利 (self-interest) に反し、それを認めた場合、全ての人はより容易にそれを信じてしまうものである。この原則は、言明が風説的な特質をもっているにも拘らず、利益に反する言明の提出を認める証拠の基本的準則である。何故ならば人というものは、発言が本当であるという相当な理由がない限り、発言を控えるからである。勿論、引用は、常に表現者が実際に引用された言葉を話したこと、ないし書いたことを伝達するというわけではない。「言葉と同様に、句読記号 (punctuation mark) は多用される。句読記号を書き手はしばしば使用するが、分別ある読者は、その句読記号が引用された題材の真理を意味するとは自動的に受け取らない。」(Baker v. Los Angeles Examiner, 721 P.2d 87, 92 (1986).)。すなわち読者は、合理的に見て、引用そのものが実際の会話の再現 (reproduction) を示すものとは受け取らないということである。

本件マルコムの論文は、上訴人に帰すべき長々とした引用を行なっているが、マルコムならずマガジン社も、読者に対して引用が決して実際の会話の再現ではないことを何ら示唆してはいない。さらに本件論文は週刊誌「ニューヨーカー」において公表されているが、本件週刊誌が本件にかかわっていた時、本件週刊誌は、良心的で真実に基づいて報じていると一般に受け止められていた。これらのことからして、読者は本件引用を虚偽ないものと受け止めたものと思料されるところであって、分別ある読者は、本件言明を言葉通りの意味に理解したと認定し得るものである。²⁹⁶⁾

上記判決理由に続けてケネディ裁判官は、正式事実審理を経ないでなされる判決の申立ての構造の中で何をもってこれまでの判例が積み上げてきた現実の悪意を立証するに十分な証拠と言い得るかを、憲法上の問題として審理しなければならないとし、虚偽の概念 (concept of falsity) の定義づけを試みている。すなわち、言葉通りの引用のあらゆる改変 (alteration) は、ある意味においては虚偽であるが、著者や報告者は、最も限られた範囲内において文法上および構文上不適切なものを取り除くため人々が言ったことを必然的に改変するものである。従って全ての改変が *New York Times* 判決の判断基準の下で現実の悪意を証明するために要求される虚偽を構成すると捉えたならば、修正第1条の

296) *Id.* at 511-13.

下で保護されるべきジャーナリズムの活動は、急激な変更を求められることになり、かえって合衆国最高裁判所の判例および修正第1条の原則に矛盾することになる。換言すれば、修正第1条の目的にとって虚偽の意味は、単純に技術的正確性にのみ依拠するものではないということにある。

上訴人は、文法若しくは統語法 (syntax) を修正するための必要最小限度の改変を超えて、承知の上で引用に改変を加えることが *New York Times* 判決の基準の下で現実の悪意を構成すると主張するが、かかる見解には組みし得ないところである。聴き取ったノートから書き上げるインタビュアーは、しばしば表現者が話したことを再構成する仕事に従事しているのであって、当該インタビュアーが執筆するにあたっては、彼女が実際に表現者によって使用された言葉以外の彼女の主観的言葉によって書き上げたということを知悉した上で記述するのである。ジャーナリストが、公的人物が話した内容をテープで録音したとしても、完全かつ正確な表現者の言明が報告されることは稀なことがらである。従って著者が、たとえ表現者の言葉を改変したとしても、意味内容（表現方法又は表現事実によって伝達される意味内容を含む。）の実質的な改変 (material change) に当たらない場合は、表現者は名誉毀損として損害賠償が与えられるところの評価に対する侵害を被ったということができないものと判断される。上訴人が話した言葉を意図的に改変することは、その改変が原告の言葉によって伝達された意味の実質的な改変とならない限り（以下、「実質的改変の基準」という。）、*New York Times* 判決の目的にとって虚偽であることの認識とは同等とはならない。²⁹⁷⁾

ここにおいてカケネディ裁判官は、本件控訴裁判所の *Masson II* 判決が *Time* 判決から引き出した合理的解釈の基準は本件において適用できないと判示する。すなわち控訴裁判所判決は、実質的な正確さを伴う表現者の言明の意味を伝達する引用の保護を一步前進させ、改変された引用はそれが実際の言明の合理的解釈である限りは保護されたとされたが、当裁判所が合理的解釈に認めた保護の適用は、改変された引用との関係において名誉毀損法の一般的原理又は当裁判所が展開してきた修正第1条の法理にその支持を見出すことはできないところ

297) *Id.* at 513-18.

である。*Time*判決のみならずBose Corp. v. Consumers Union of United States, Inc. (466 U.S. 485 (1984).) も、引用の変造若しくはそれに類似する請求に関わる事件ではない。そして本件引用の多くは、合理的に見て虚偽で、かつ名誉毀損に当たる実際の主張を述べ、若しくは意味するものと解釈され得るが故に、この点において控訴裁判所の理論を受け容れ得ないのである。

合理的解釈に保護を与えることは、多義的な(unambiguous) ニュースソースに依存する場合に必要な解釈許容(interpretive license) を著者に認めることによって修正第1条の原理に資することになる。しかし著者が引用を用い、分別ある読者が引用は表現者による言明の言葉通りの繰り返しであることを意味するものと結論するであろうところでは、引用符は、著者が表現者の多義的な言明の解釈に携わってはおらず、表現者が述べたことを伝達しようと試みたものであることを示すのである。引用のこのオーソドックスな利用は、典型的な「自分自身のために話す直接的な出来事についての説明」(*Time*判決 (401 U.S. 279, 285 (1971).) であって、より正確に言えば、引用は自身のために話すテーマ(subject) を許すということである。

争点となっている引用の重要性は、上訴人が何を述べたか、若しくは何を考えたかのマルコムの合理的解釈ではなく、我われが上訴人(表現者)の言明を読んでいるということを我われに情報提供することにある。合理的判断の基準で引用を評価すべきであるとするならば、我々は、ジャーナリストに責任への恐れなく言明を彼らのテーマについての発言に委ねてしまう自由を与えることになるであろう。テーマについての表現者の言明と著者の解釈とを区別する方法を排除することによって、我々は相当程度まで印刷された言葉の真実性を減少させ、引用の真の意味を排除してしまうであろう。公的人物のみならず出版社も、疑いなくかかる準則の下では損害を被ることになる。報道価値ある人物は、ジャーナリストをより警戒するであろう。蓋し彼らは、合理的解釈の限度が極端にならない限り、いかなるコメントも変質され、テーマに責任転嫁されることを認識しているからである。我われが、かかる行為に絶対的に近い憲法上の保護を認めたとするならば、修正第1条の価値にとってマイナスの方向に働くことになるであろう。一般的に言って、直接的引用は、表現者の言葉の合理的解釈であると読者が想定するであろうということには疑いあるところであって、

本件において問題となっている引用の許容され得る解釈の決定にかかる合理的解釈²⁹⁸⁾という手法を用いることはできないところである。

さらに法廷意見は、控訴裁判所が用いた増加害悪の法理について、州は申し立てられた言明が訴訟を基礎づけるに足るか否かを決定するために当該法理を採用し得るが、修正第1条の下では要求されず、またカリフォルニア州名誉毀損法が当該法理を認めている証拠は存在しないと判示している。すなわち、増加害悪の法理は、裁判所に原告がその他の引用された言明を行なったと結論づけることを要求し、そして公表の残余部分によって起因される評価の損害への事実上の審理を行なうよう要請するものである。控訴裁判所判決の反対意見が指摘するように、マルコムによって引用された最も「刺激的で大げさな言明」は、上訴人（表現者）によって訴えられた言明であって、従ってこのことは、増加害悪の法理の適切な適用とは思われないところである（895 F.2d. at 1566.）。さらに言い得ることは、控訴裁判所は、増加害悪の法理がカリフォルニア州法若しくは修正第1条に基づき受けられるかを審理した形跡が見出されないことである。言明に対する修正第1条の保護の問題として当該法理は、これを採用することはできない。当該法理の問題点は、被告が虚偽であることを認識し、若しくは虚偽であることを無謀にも無視して原告の言明を公表したか否かに対応できないことにある。他方、州法の問題としてカリフォルニア州がこの法理を受容しているとの何らの示唆もまた与えられていない。

法廷意見は、変造された、若しくは改変された引用が名誉毀損に当たるかを現実の悪意基準に従って虚偽性を審理すべきであるとし、本件において争点となつた引用箇所に実質的改変の基準を適用し、争われた6つの一節のうち、5つの一節にカリフォルニア州文書誹謗法の下で陪審員が名誉毀損と認定し得る実質的な相違があると結論し、控訴裁判所判決を破棄し、事件を差戻した。²⁹⁹⁾

(ii) 本件反対意見の中でホワイト裁判官は、法廷意見が採用した実質的改変の基準を適用することを拒否し、虚偽であることを被告が認識していたか否か

298) *Id.* at 518-20.

299) *Id.* at 522-23.

300) *Id.* at 522-25.

に焦点を当て審理すべきであるとして、法廷意見が認定した事実、つまりマルコムはマッソンがあることから話をしたと書いているが、実はマルコムはマッソンが書いたことから話をさなかつたことを認識していたという事実認定に基づいて判断すべきであって、このことは *New York Times* 判決に従えば、虚偽であることを認識していたことになり、現実の悪意が存在するとしている（以下、「意図的改変 (deliberate alteration) の基準」という。）。ホワイト裁判官は、第一に虚偽についての認識の問題は、事件の入り口での審理事項であり、虚偽であることを認識していたことの認定は、原告が被告の正式事実審理を経ないでなされる判決の申立てをくつがえすことができることを必ずしも意味するものではないとし、第二に事実審裁判所は、法律問題として分別ある陪審員が虚偽に帰することが州法の下で定義された文書誹謗に達していると結論し得るか否かを決定しなければならず、当該陪審員が虚偽に帰することが州法にいう文書誹謗に当たると結論した場合、事件は実体的事項に関する正式事実審理へと進むとした（二分肢テスト）。そして本件においてマルコムは、マッソンが言っていないことを認識しながらマッソンは言ったと書いたが故に虚偽であることを認識していたとして、6つの引用された一節すべてについての現実の悪意についての争点について正式事実審理を経ないでなされる判決を求める被告マルコムの主張は、認められないと結論している。³⁰¹⁾

本件法廷意見は、考慮した上での引用は表現者の言明によって伝達された意味内容の実質的改変にならない限り、*New York Times* 判決にいう悪意を構成することにはならないとするが、かかる見解は、*New York Times* 判決の下では、虚偽であることを認識して伝えることは悪意の立証にとって十分であるという事実を無視するものである。虚偽は、実質的でなければならぬ。この基準は、伝統的な基準より処理が困難であるのみならず、陪審が決定すべき争点を裁判所に割り当てるものである。記者は、小さな嘘をつくことはできるが、大きな嘘をつくことはできない。間違った引用 (misquotation) が、名誉毀損的事項において話された言葉の意味内容を実質的に改変するものとなるか否かを裁判所が審理することは、分別ある陪審員が間違った引用は名誉毀損的とは異

301) *Id.* at 526-28 (White, J., dissenting).

なるものであると認定し得るか否かとはかけ離れた審理である。法廷意見に組みすることができないのは、第一に実質的改変の基準は、インタビューのノートをとるセンターが、表現者が述べたことを再構成することを試みたか、そしてしばしば認識しながら表現者によって使用されなかったテーマについての言葉のせいにしたかを審理するものである。このことは、著者（聞き手）は表現者が実際に何を話したかを思い出せないが故に、著者が虚偽を伝え得るという主張以外の何ものでもない。このことは、当該著者にとってはジレンマとはならない。というのも、著者は、自信がもてない場合には引用を目論むことなく自分のストーリーを伝え、それによって読み手に著者を信用するか、疑うかを任せるからである。第二に法廷意見は、録音がある場合においてさえ著者は時として再構成する必要があると判断するであろうと推測しているが、これらの事案において著者は何ゆえに引用符なしで伝えるより、引用符をつけて彼又は彼女の再構成を行なうことが自由とされるのか。第三に法廷意見は、実質的に表現者の意味内容を改変しない間違った引用は名誉毀損として補償されるべき評価への侵害を加えるものではないとするが、このことは、名誉毀損となるかそうでないかの問題であって、著者がわざと引用符を差し込み、そして話しての言葉——著者は、表現者が全く話さなかつたことを認識している言葉——のせいにすることとは全く関係のないことである。³⁰²⁾

(iii) 名誉毀損訴訟における変造された引用に関する現実の悪意成立の判断基準として、従来の判例、*Masson III*判決における法廷意見、そしてホワイト裁判官の反対意見を通して3つの審査基準を見て取ることができる。第一に*Masson I*判決および*Masson II*判決が明らかにした変造された引用が公的人物によって話された言明の合理的解釈である場合、現実の悪意は推論され得ないとする合理的解釈の基準である。第二の基準は、*Masson III*判決における上訴人およびホワイト裁判官の反対意見で提示された基準であって、文法および言葉の選択の訂正を超えた直接的引用の意図的改変が、それ自体で現実の悪意の

302) *Id* (White, J., dissenting). 本判決の評釈として以下の論文参照。Nathalie L. Hiemstra, Note *Masson v. New Yorker Magazine, Inc.*: “Material Alteration”, 10 U. MIAMI ENT. & SPORTS L. REV. 283 (1993).

立証となるとする意図的改変の基準である。第三の基準は、*Masson III* 判決が採用した実質的改変の基準であって、表現者が述べた特定の言葉の意味を実質的に変える引用の意図的若しくは無謀な改変が現実の悪意となるとする基準である。以下、各基準を検証する。

合理的解釈の基準について。控訴裁判所は、*Masson II* 判決において「悪意は、変造された引用が公的人物によって為された曖昧な言明の『合理的解釈』……に当たる場合は、引用された文言が原告によって使用された正確な言葉を含んでいないということを示す証拠からは推論されない。」³⁰³⁾、すなわち原告は原告の言明の正確な言葉を含んでいないと主張するだけでは立証責任を果たしたことにならないと判断している。

しかし、*Masson II* 判決で反対意見を述べたコジンスキ裁判官 (Kozinski, J.,) の言を借りて批判すれば、合理的解釈の基準は、以下の点で問題となると解される。第一にジャーナリストが、誰かが話したことを伝達する際に引用符を使用した場合、当該ジャーナリストは、表現者自信の言葉若しくはそれに緊密したことがらを表明しているのであって、多数意見は引用を無定形 (amorphously) 以上のものと看做している。すなわち引用は、表現者の背景と特徴に照らして解釈されるのであって、表現者の言葉の単なる外挿法 (extrapolation) に過ぎないと多数意見は捉えているのである。多数意見の見解に従えば、引用は、表現者が述べたところのものの 1 つの合理的解釈であるとジャーナリストがまじめくさった顔をして主張する限り、表現者が実際に述べた言い回しおよび内容において著しく異なっても、引用を認めることになる。合理的解釈の基準に従って事件を審理した場合に、表現者がそれによって愚か者であるとか、傲慢若しくは偽善的であると烙印を捺されたならば（表現者への帰責）、表現者に対して救済は認められることになるであろう。第二に第三者の責に帰される不適切な引用は、通例、判断を含んでいないと理解される。ジャーナリストの多くは、引用符を使用する場合に、いかなる編集上の注釈もはさまず、実際に述べられたことに何ものも加えず、削除もしていないと主張するであろうし、読者もそのように捉えるであろうが、引用は表現者から直接的に由

303) 895 F.2d 1535, 1539 (9th Cir. 1989).

来するものと主張されるが故に — ジャーナリストによる編集上の注釈の自由 —、引用は圧倒的な修辞的影響を及ぼし、名誉毀損の被害にとっての著しい潜在的脅威となる。第三に読者は、ジャーナリストによる記述ないし言い換えより、直接的な引用により重きを置くであろうと思料される。新聞、雑誌等を読む時に引用符が付けられた一節に目が惹かれることは、日常的に体験されるところである。引用符の一節は、読者に表現者の性格、動機、公平無私、清廉性等についての読者自身の結論へと誘導するのである。経験豊かなジャーナリストは、このことを十分に知悉した上で、まさに表現者がたかも語ったとする証拠として引用符を用いるのである。それは、ジャーナリスト自身の観察であり、結論であって、読者にとってうんざりしたものであると同様に、満足のいかないもの³⁰⁴⁾、そして陳腐なものとなり、真実の伝達とはならないのである。

*Masson III*判決の法廷意見は、合理的判断の基準で引用を評価すべきであるとするならば、我々は、ジャーナリストに責任への恐れなく表現者の言明を彼らのテーマについての発言に委ねてしまう自由を与えることになる。テーマについての表現者の言明とジャーナリストの解釈とを区別する方法を排除することによって、我々は相当程度まで印刷された言葉の真実性を減少させ、引用の真の意味を廃除することが可能である。原告たる公的人物のみならずジャーナリストも、疑いなくかかる準則の下では損害を被ることになる。報道価値ある人物は、ジャーナリストにより警戒するであろう。と言うのもジャーナリストは、合理的解釈の限度が極端にならない限り、いかなるコメントも変質され、

304) *Id.* at 1548-49 (Kozinski, J., dissenting). コジンスキ裁判官は、誰人が述べたところのものは事実であり、引用に手を入れること (doctoring) はその他の虚偽以上に修正第1条によって保護されるものではないという前提に立って、名誉毀損訴訟を審理するに当たっての判断基準を展開している。すなわち①引用された題材が、表現者が述べたことの言葉どおりの復唱か、②①の要件を満たした場合、それが正確か、③不正確と判断された場合、その不正確さが実質的なものか、④③の要件に該当する場合、不正確さが名誉毀損的か、⑤名誉毀損的である場合、不正確さは悪意を構成する。これらの要件に対するいずれの答えも法律問題としてノーである場合、審理は止まり、被告が勝訴する。全ての要件に対する答えがイエスの場合、陪審にかけられるとしている。*Id.* at 1562 (Kozinski, J., dissenting). See Nathalie L. Hiemstra, Note, *Masson v. New Yorker Magazine, Inc.: A "Material Alteration"*, 10 U. MIAMI ENT. & SPORTS L. REV. 283, 290-92 (1993).

テーマに責任転嫁されることを認識しているからである。かかる行為に絶対的に近い憲法上の保護が認められたならば、修正第1条の価値にとってマイナスの方向に働くことになる。一般的に言って、直接的引用は、表現者の言葉の合理的解釈であると読者が想定するであろうということには疑いあるところであって、合理的解釈という手法を用いることはできないところであると批判しているのである。³⁰⁵⁾

さらに法廷意見は、合理的解釈の基準は *New York Times* 判決およびその後の判例で説かれた修正第1条の原則と矛盾するのみならず、16世紀後半以降理解されてきた文書誹謗という不法行為の基礎にある目的ともかけ離れたものであるとし、文書誹謗を理由とする訴訟提起の基本的前提は、コモン・ローにおいても現在においても、実質的に事実に関する虚偽の言明によってその評価が損なわれてきた者が損害賠償を受けるに足るということにあるとしている。*New York Times* 判決で採用された名誉毀損に関する判断基準は、既に述べてきたように、かかる損害賠償に憲法上の制限を設定するものであったが、合理的解釈の基準は、かかる制限を無視するのみならず、実質的虚偽および名誉毀損の効果についての文書誹謗の要素をも無視するものである。³⁰⁶⁾³⁰⁷⁾

意図的改変の基準について。ホワイト裁判官は、引用の意図的若しくは無謀な改変が現実の悪意の立証において決定的となると主張している。ホワイト裁判官が、文法および言葉の慣用句の訂正を認めているか否かは判然としないところではあるが、意図的改変の基準は職業人としてのジャーナリストがとっている基準とは符号するであろうが、コモン・ロー上の名誉毀損の原理とは相反するものである。法廷意見は、「文書誹謗についてのコモン・ローは、伝達の形式 (form of communication) に拘らず、虚偽の問題について 1 つのアプローチのみをとっている (See RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 563, cmt. c (1977).……)。コモン・ローは、実質的事実についての僅かな不正確さおよび凝

305) 501 U.S. 496, 519-20 (1991).

306) *Id.* at 515-16.

307) See Kevin M. Erwin, Note, *Masson v. New Yorker Magazine, Inc.: Permission for Journalists to Quote What I Mean, Not What I Say*, 20 PEPP. L. REV. 73, 103 (1992).

308) 501 U.S. 496, 519-20 (1991) (White, J., dissenting).

縮 (minor inaccuracies and concentrates) を大目に見ている (overlook) のである。³⁰⁹⁾ と判示しているが、事実の言明における僅かな不正確さは見過ごされ、そして審理の焦点は言明が実質的に事実か否かにあり、第二次「リストイメント・不法行為」第581条Aによれば、実質的な事実性を立証することにおいて正確な言明の文面の信憑性 (literal truth) を立証することは必要とされず、表現の僅かな (slight) 不正確さは名誉毀損的非難がその実体において事実であることを条件として重要ではないとしているところである。本件法廷意見は、虚偽に関する判断基準は引用が用いられる場合は変わらないとし、「文法および統語法に一線を画すテストを含む引用についてのいかなる特別のテストも、これを拒否する。」³¹⁰⁾ とし、「言明は、当該言明が『弁護された事実性が生産するであろう影響とは異なったそれを読者の心理に及ぼさない』限り、虚偽とは看做されない。」³¹²⁾ と判示している。

さらに言うべきは、反対意見は *New York Times* 判決の理論的解釈に反するものであるということである。*New York Times* 判決等の中心的課題は、ジャーナリストを彼ら若しく彼女らが公的人物ないし公的関心事項について言明する場合に不注意による誤りに起因する名誉毀損訴訟からいかに保護するかにあつたと言えよう。つまり *New York Times* 判決は、「自由な討論においては、誤った発言は不可避なのであって、表現の自由が『生き残るために……必要とする』ところの『息づく空間』をもたなければならないとするならば、誤りのある言明もまた保護されなければならないこともまた認められなければならない。」³¹³⁾ と³¹⁴⁾ しているところである（表現の自由の価値と自己検閲への抑制効果）。³¹⁵⁾

実質的改変の基準について。合衆国最高裁判所は、*New York Times* 判決で修正第1条の保護はものの見方の事実性、うけのよさ、若しくは有益性 (truth,

309) *Id.* at 516.

310) RESTATEMENT (SECOND) OF TORTS § 581A cmt. f (1977).

311) 501 U.S. at 516.

312) *Id.* at 517.

313) 376 U.S. 254 (1964).

314) 376 U.S. 254, 272 (1964).

315) See Erwin, *supra* note 307, at 107.

popularity, or usefulness) に依るのではないとし、他方で虚偽の言明をまき散らすことには憲法上の価値は存在しないとしてきたが、本判決は、意図的な間違った引用はものの見方の正真正銘の交換およびフォーラムにおいて役割を演ずるものではないとし、意図的に改変された名誉毀損的な引用に憲法上の保障が及ばないことは言明の自由を萎縮させ、若しくは修正第1条の価値を妨げるものではないとした。このように本判決は、一方で修正第1条によって保障される柔軟性をジャーナリストに認め、他方で表現者の口にジャーナリスト（聞き手）の言葉を差し挟むことには、白紙委任することができないとしたのである。

本判決は、*New York Times* 判決で打ち立てられた現実の悪意の立証責任の基線を幾分引き下げたものと捉えることができる。本判決は、被告の主観的な心理状態について多くを問わず現実の悪意の推定を許しているのである。判決は、「虚偽の問題についてコモン・ローは、僅かな不正確さは見逃し、そして実体的事実性について焦点を当てる手法を採用している。他の裁判管轄区と同様に、カリフォルニア州法は、実質的事実性の防禦を認めており、被告が『申し立てられた名誉毀損的事項の全ての言葉を正当と理由づける』ことができ得ないとしても、当該被告を免責しており、『細部における僅かな不正確さにかかわらず、非難の実体が事実であると立証された場合、十分である。』とされている。……本件において、勿論、虚偽の立証は上訴人にある (*Hepps* 判決 (475 U.S. 767, 775 (1986).))。しかしながら、その審理の本質は、責任が原告若しくは被告にかかるか否かと同じである。僅かな不正確さは、『文書誹謗に当たるとの非難の実体、要点 (gist)、辛辣さ (sting)』が正当化される限りにおいて、虚偽には達しない (*Heuer v. Kee*, 59 P.2d 1063, 1064 (1936); *See also Alioto v. Cowles Communications, Inc.*, 623 F.2d 616, 619 (CA9 1980); *Mahen v. Hughes Tool Co.*, 569 F.2d 459, 465-66 (CA9 1978).)。換言すれば、言明は、当該言明が『弁護された事実が生産するであろう影響とは異なった影響を読者の心理に及ぼさない』限り、虚偽とは看做されない (R. SACK, LIBEL, SLANDER, AND

316) 376 U.S. 254, 271 (1964).

317) *Herbert v. Lando*, 441 U.S. 153, 171 (1979).

RELATED PROBLEMS 138 (1980.)……。現実の悪意の定義は、かかる歴史的理解から導き出されるものである。……現実の悪意を構成する意図的な、若しくは無謀な歪曲は、言葉および句読にかかって来る。何故ならば、言葉および句読が、意味 (meaning) を表すからである。意味は、言葉の命なのである (Meaning is the life of language)³¹⁸⁾。」と判示しているからである。本件の結果は、被告敗訴といふそれに終わっているが、合衆国最高裁判所は、ジャーナリストに文法若しくは統語法を修正するための必要最小限度の改変を認めたのみならず、明らかに間違った表現者の言明を再構成し、編集することに憲法上の保護を認め、表現者の辻褄の合わない言葉を理解できるよう説明し得るものとしたと言い得る（「実質的虚偽の要件」(substantial falsity requirement)）。

本判決は、以下の点において問題があると指摘され得るであろう。判決は、判決が言うところの表現者の言明の「実質的改変」が何を意味するのかを丁寧に説明してはおらず、「虚偽であることを聞き手が認識していた」か否かの審理にとって、その判断基準としての曖昧性の問題が残されることになった。換言すれば、ジャーナリストが従うべき明確な基準を示さなかつたのである。かかる点について反対意見を述べたホワイト裁判官は、「虚偽は、明らかに実質的でなければならない。何故ならば報告者は、少しあまかし得る (may lie) が、多くのあまかしは許されない (not too much)。」と述べている。引用の改変が実質的に引用の意味を変えたものか否かは、主観的審理にならざるを得ないのである。本件第九巡回区控訴裁判所は、本件で争われた6つの引用の一節のいずれも実質的にマッソンが話したことを実質的に改変したものではないとして、被告に正式事実審理を経ないでなされる判決の申立てを認めた。最高裁判所の法廷意見は、6つの引用の一節のうち5つが、実質的にマッソンが話したことを見直したものと認定した（因みにホワイト裁判官は、6つの引用された一節すべてについての現実の悪意についての争点について正式事実審理を経ないでなされる判決を求める被告マルコムの主張は認められないと結論している。）。意味の実質的改変が為されたか否かの争点は、最終的には事実認定者によって判断されることに

318) 501 U.S. 496, 516-57 (1991).

319) *Id.* at 527 (White, J., dissenting).

なるが、実質的改変に当たるか否かの不明瞭な判断基準をもってしては、ジャーナリストにとって線引きの困難性の問題に立ち向かわざるを得ないことになるであろう³²⁰⁾（表現の自由に対する萎縮効果の克服の困難性）。

(6) 2014年1月27日、合衆国最高裁判所は、Air Wis. Airlines Corp. v. Hoeper³²¹⁾（以下、*Air Wis. Airlines Corp.*判決という。）において、*Masson III*判決等で論及された実質的改変の基準 — ソトマイヨール裁判官 (Sotomayor, J.) は本判決で「実質的虚偽の要件」と呼んでいる — の基準に依拠して判決を下した。合衆国議会は、「航空および輸送保安法」(the Aviation and Transportation Security Act (以下、ATSAといふ。) を制定し（合衆国法律集第49編第44901条以下）、安全な飛行機旅行を査定し、航空に対する脅威を管理するため「運輸保安局」(Transportation Security Administration) (以下、TSAといふ。) を創設した。同法は、航空会社およびその被雇用者に挙動不審を報告したことに対する民事責任の免除を認めているが（同第44941条第a項）、「ディスクロージャーが、虚偽、若しくは不正確、若しくは紛らわしいことを実際に認識して行なわれたディスクロージャー」、又は「ディスクロージャーの真実若しくは虚偽についてこれを無謀にも無視して行なわれたディスクロージャー」には認められないと規定している（同第44941条第b項）。本件は、同条項の適用をめぐって争われた事案である。なお言うべきは、本判決は、*New York Times*判決、*Hepps*判決および*Garrison*判決を踏襲しているところからして、2011年の*Snyder*判決が検討しなかったところの公人／私人二分論を維持しているものと考えられる。

本件被上訴人（原告）ウィリアム・ホーパー（William Hoeper）は、1998年に本件上訴人（被告）エアー・ウィシコンシン航空会社（Air Wisconsin Airlines Corporation）（以下、本件航空会社といふ。）に加入した。本件航空会社は、2004年暮までにはホーパーの本拠地であるデンバー（Denver）から彼が免許を取得していた型の航空機の飛行を中止していた。デンバーから本件航空会社の飛行

320) See Kaltenbach, *supra* note 257, at 773-74.

321) 134 S. Ct. 852 (2014).

322) *Id.* at 861.

を継続するためには、ホーパーはブリティッシュ・エアロスペース 146 型 (BAe-146) の免許を取得する必要があった。ホーパーは、最初の 3 回の実力テストに失敗したが、本件航空会社との間で再度の実力検査を受ける機会を与えられる旨の契約を取り交わした。2004 年 12 月、ホーパーは、最終テストの一部としてシミュレーター訓練のためにデンバーからヴァージニアまで飛行したが、ホーパーは、訓練の間にインストラクターであるマーク・シュアマン (Mark Schuerman) が作成した筋書きの要件を満たさず、シミュレーターは燃料減損によるエンジンからの発炎を示していた。シュアマンは、ホーパーに「より技術を磨くように。」と話しかけたが、ホーパーは腹立たしげに応じた。ホーパーが、パイロット組合の法務部を呼ぶことを望んだ際、シュアマンはセッションを中止し、BAe-146 型の在ウィスコンシン管理者パトリック・ドイル (Patrick Doyle) にホーパーの行動を報告した。ドイルは、デンバーに向かうユナイティッド航空 (United Airline) にホーパーの予約を入れ、シュアマンの報告の数時間後、本件航空会社本社で事業部長ケヴィン・ラウェア (Kevin LaWare)、飛行操作業務取締役スコット・オロゾコ (Scott Orozco)、副操縦士ロバート・フリッシュ (Robert Frisch) とホーパーの検査飛行の情況について話し合いを行なった。ラウェアは、後にホーパーが次に何を行なうかについての関心が高まったと説明し、彼のシミュレーターにおける行動は、「彼が……以前に見てきた」種類に属する「公平に見て重要な激しい怒りの爆発」であると看做し、再度のテストの失敗により、「ホーパーの雇用は……終結させられるであろうということは、所定の事柄であった。」ことを知っていた。その際、ラウェアは、オロゾコがホーパーは連邦飛行兵科将校 (Federal Flight Deck Officer) (以下、FFDC という。) である旨を述べたと証言している。FFDC プログラムは、連邦政府に「刑事上の暴行又はハイジャックから……飛行機の操縦室を防禦するため……航空運送の自発的パイロットに代行させる」ことを認めている (ATSA 第 44921 条第 a 項)。FFDC は、「航空輸送に従事する間、小火器を携帯すること」が認められている (同第 44921 条第 f 項第 1 号)。ホーパーは、2004 年初頭に FFDO になっており、小火器を支給されていたが、航空輸送に携わっていなかつたため、訓練施設に赴く際の小火器の携帯は認められていなかつた。しかし会合に出席していた職員によれば、デンバー飛行場のセキュリティー手続は、ホーパーが規則

にも拘らず、やろうと思えば拳銃を携行し得るように乗務員にとって審査を通過することが可能な手続になっていたとされる。実際にフリッシュは、後に彼が本件航空会社のパイロットがFFDOの武器を携帯して訓練に来た「事件があつたことを認識していた。」と立証している。この情報に基づいてラウェアは、ホーパーが武器を携帯していたか否かを、「たとえ……政策上、彼が小火器を携行していたと考えられないとしても、……確認するための方法がなかった。」と結論づけている。最後にラウェアは、彼およびその他の本件航空会社の職員は、不満を抱いた航空会社の被用者が攻撃的に襲いかかった以前に2つの生じた出来事について会話したと証言している。その1つの事件は、非行のために調査されていたフェデックス (FedEx) の飛行技師が、フェデックスのフライト中にコックピットに入り、取り押さえられる前に金づちで乗務員を攻撃した事件である。もう1つの事件は、解雇された切符取次業者がパシフィック・ノースウェスト航空 (Pacific Northwest Airlines) のフライトに拳銃を持込み、彼の以前の監督者と乗務員を撃った事件である。これらのこと全て — ホーパーの憤激、彼の差迫った契約満期、彼が武器を携帯し得る機会、および過去に起きた事件 — に照らして、ラウェアは、航空会社は情況に関する「立ち位置」を当局に知らせるためにTSAに電話をする必要があると決断した。ドイルは、電話をすることを申し出た。陪審に従えばドイルは、2つの陳述を行なっている。その1つは、ホーパーは「武器を携帯し得るFFDOであった。」ので、航空会社は彼の精神的安定性と彼の小火器の消息に关心を持っていること、2つ目は、「FFDOのプログラムにおける精神的に不安定な操縦士の訓練は、今日〔電話当日〕終了させた。」という内容であった（この2つの航空会社の言明が、判決理由において問題とされることになる。）。TSAは、ホーパーが操縦した飛行機が搭乗口に帰還することを命ずることによって電話に応じている。職員が搭乗し、ホーパーを探し、彼の拳銃の置き場所について尋ねたところ、ホーパーは、拳銃はデンバーの自宅にある旨を述べた。そこでデンバーに本拠を置く連邦職員が、拳銃の回収にホーパーの自宅に赴いている。ホーパーは、当日の夜遅くデンバーに飛行機で戻り、翌日に本件航空会社が彼を解雇した。³²³⁾

323) *Id.* at 858-59.

ホーパーは、本件航空会社を相手に名誉毀損を含む複数の訴因でコロラド州裁判所に訴訟を提起した。本件航空会社は、ATSAの免責規定を根拠に正式事実審理を経ないでなされる判決を申し立てたが、事実審裁判所は、陪審は免責に関連して事実認定を行なう権限があるとしてこれを認めなかつた。事件は事実審にかけられたが、本件航空会社の申立てを否認し、原告ホーパーの名誉毀損の訴えについて損害填補賠償として849,625ドルを、懲罰的損害賠償として391,875ドルの支払いを本件航空会社に命じた（後に減額されている。）。コロラド州控訴裁判所がこれを支持した（239 P.3d 230 (2009.)）。コロラド州最高裁判所も、これを認めた（2012 Colo. LEXIS 163 (2012.)）。合衆国最高裁判所は、ATSAの免責規定が航空運送業者の開示が実質的に虚偽に当たるという決定なしに否認され得るかを判断するためにサーシオレイライを認めた（133 S. Ct. 2824 (2013.)³²⁴⁾）。

ソトマイヨール裁判官が法廷意見を執筆し、合衆国議会は *New York Times* 判決で現実の悪意の基準が打ち立てられた後に ATSA の免責に対する除外を類型化し、そして合衆国最高裁判所は、長い間に亘って現実の悪意は実質的虚偽 (material falsity) を要求するものであるとする判決を下してきたとし — *Hepps* 判決、*Garrison* 判決、そして特に *Masson III* 判決参照 —、合衆国議会は判例にいう現実の悪意の基準の文言を ATSA に規定した際に当該基準の意味を確定することを意図したと推定されるが故に、ATSA の免責規定の対象となる言明は、その言明が実質的虚偽でない限り免責を否認され得ないとし — 免責は、ATSA 第44941条第B項の下で実質的に真実の言明 (materially true statement) に対しては否認され得ない —、州最高裁判所判決を破棄し、事件を差戻した。スカラリア裁判官が一部同意、一部反対意見を書いている（トマス裁判官（Thomas, J.）とケイガン裁判官（Kagan, J.）がこれに同調している。）。以下、法廷意見を見る。

合衆国議会は、TSA に対して「輸送の安全に関連する情報資料を受理し、評価し、および配布する」ことを指図することによって（合衆国法律集第49編第114条第f項第1号）航空運送業者とその被用者が、必要とされる情報を TSA に提供

324) *Id.* at 859-61.

することに躊躇を示さないよう保証しようとしたのである。このことが、ATSAに免責規定を定めた立法の目的であったのである。実質的に真実である報告に免責を否認することは、この目的を破るものである。従って免責は、ATSA第44941条第B項の下で実質的に真実の言明に対しては否認され得ないのである。³²⁵⁾

本件被上訴人ホーパーは、コロラド州最高裁判所は陪審による名誉毀損の評決を支持するに十分な訴訟記録の認定との関係においてあるにも拘らず、実質的虚偽にとって必要とされる審査を履行したと主張するが、以下の理由によって当該審査は、ATSAの免責の否認を認めるに十分とは言えない。第一に免責の決定が裁判所に属するという点において、陪審の認定についての裁判所による敬意をもっての審査は、訴訟記録の裁判所自体の審査に取って代わることができない。第二に本件における陪審は、本件航空会社のいかなる言明にも虚偽はなかつたとは認定していない。と言うのも事実審裁判所は、陪審に対して虚偽が実質的であるかどうかについて判断することなく、「1つ若しくはそれ以上の言明が虚偽か否か」についてのみ決定するよう指図しているからである。第三に名誉毀損の訴訟上の請求に実質的虚偽の判断基準を適用することと、ATSAの免責に当該基準を適用することとは全く異なるのである。両者の文脈において、実質的に虚偽の言明は、「読者若しくは聞き手の心理に……真実性が生産するであろう影響とは異なつた効果を持つであろう。」(*Masson III*判決 (501 U.S. 496, 517.)) ところのそれである。しかし関連する読者若しくは聞き手の同一人性は、文脈に従って変化するのである。虚偽性が名誉毀損の訴訟上の請求にとって実質的であるか否かを決定するに際して、それがコミュニティにおける主体の評価に影響を及ぼすか否かに注意が注がれる。対照的にATSAの免責の決定の文脈においては、虚偽性が当局の認識および所与の脅威に対する反応に影響を及ぼすかどうかに注意が注がれるのである。³²⁶⁾

ATSAの文脈において虚偽の言明が実質であることを如何に決定すべきかが問題となる。当事者は、ATSAの免責が実質的虚偽の基準について何らかの特別の解釈を要求するか否かについて論議するが、彼ら当事者は、多かれ少なかれ仮

325) *Id.* at 862.

326) *Id.* at 863.

定上の読者若しくは聞き手が警備員である限り、通常の基準で十分であることに同意している。……名誉毀損法において虚偽の言明による評価に対する損害は、読者若しくは聞き手の心理への影響である。しかし裁判所は、TSAの行動への虚偽の言明の影響を考慮することなく、虚偽の言明が仮説上のTSA職員の心理に異なった影響を生み出したか否かを決定し得ないところである。結局、TSAが脅威の報告であると考える全ての理由が、対応を決定し、実行することになる。ATSAの免責を無効とすることを求める原告は、特定の公務員若しくは連邦職員が反事実的シナリオにおいて何を行なったであろうかについて明確に立証する必要はない。かかる立証は、飛行機の安全操縦に関する秘密の必要性を考慮に入れた場合、不可能であろう。しかしあらゆる虚偽が、通常の判断能力を有する警備員が想定される脅威への対応を決定する際にそれを重要だと考えるであろうという実質的可能性が存在しない場合、ATSAの目的にとって実質的とは言い得ない。³²⁷⁾

実質的虚偽の基準を本件に適用した場合、第一に被上訴人は「武器を携帯し得るFFDOであった。」という本件航空会社の言明が、問題となる。本件被上訴人は、誤解を避けるため本件航空会社は、被上訴人はATSA第44921条第f項第1条によって武器を携行することが許されていないのであるから、被上訴人が実際にヴァージニアへの飛行中に武器を携帶していたと考えることにいかなる理由もなかったという言葉を付け加えることによって言明を修正すべきであったと主張する。しかし、以下に述べる2つの理由から、この主張を受け容れることはできないところである。まず、被上訴人が示唆する性質のいかなる混乱も、実質的なものとは言えない。と言うのも、被上訴人がFFDOであって、失職することに対して取り乱していたということのみを告げられていた通常の判断能力を有するTSA職員であれば、被上訴人が武器を携帶しているかどうかを調査することを望んだであろうからである。そして被上訴人の主張を認めることは、ATSAの免責の目的——潜在的脅威についてTSAに即座に情報を提供すること——を損ずることになるからである。

第二に航空会社の「FFDOのプログラムにおける精神的に不安定な操縦士の

327) *Id.* at 864.

訓練は、今日終了させた。」という言明が、問題となる。航空会社がこの言明を行なった際には、被上訴人はいまだ解雇されていないが、誰人も被上訴人の解雇が確実であることを知っていたのである。通常の判断能力を有するTSA職員ならば、腹を立てて武器を携帯しているかもしれない航空会社の被用者が解雇されたか否かに関心を持たなかつたであろうと考えられる。最後に、被上訴人は「精神的に不安定」であり、「彼の精神的安定性について感心があつた。」という航空会社の言明が、問題となる。被上訴人は、飛行中に腹が立つたこと、ヘッドセットを取り外し、それを投げつけたことを証言しているのであって、航空会社が訓練の最中に「激怒した」と報告したことは、正しかつたと判断される。³²⁸⁾

(7) 本判決においてソトマイヤー裁判官は、小さな不正確(minor inaccuracy)は文書誹謗に当たるとの非難の実体、要点、辛辣さが正当化され得る限りにおいて虚偽には達しないとした *Masson III* 判決の立場を踏襲し、³²⁹⁾ 言明の要点が的確である限りにおいて何らかの小さな不正確を理由として ATSA の免責の要件を喪失するものではないとしたのである。

(本学法務研究科教授)

328) *Id.* at 864-45.

329) 501 U.S. 496, 517 (1991). See also R. SACK, LIBEL, SLANDER, AND RELATED PROBLEMS 138 (1980).